

区民生活環境委員会

送付 15 - 10

都市計画税の軽減措置の継続につき意見書の提出を求める
陳情

受付年月日 平成 15 年 10 月 14 日

陳 情 者 千代田区九段南 3 - 3 - 14

サニー九段ビル 2F

麹町青色申告会

会長 小野寺 盛三郎

陳 情 書

(陳情の要旨)

一、次の事項につき、地方自治法 99 条の規定により、貴議会が、東京都に対し意見書を提出されるよう陳情いたします。

小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置を、現行のまま平成 16 年度以降も継続すること

(陳情の趣旨)

- 1 . 長引く不況は、戦後最悪と伝えられる失業率の上昇、個人消費や設備投資の低迷などをもたらし、家計も企業も将来への不安から萎縮し、強い閉塞感に包まれ、景気回復は一向にその兆しささえ見えてきません。
- 2 . このような中、経営基盤の脆弱な小規模企業者は、消費の低迷に伴う売上の減退等により、心ならずも廃業の止むなきに至る者も少なくなく、商店街の空洞化等は、地域振興にも暗い影を落としています。
- 3 . 仮に東京都が、都財政を優先させ、昭和 63 年度以来 16 年間続けられ、区部に所在する宅地の 70 % が適用を受け、すでに制度として定着している、「小規模住宅用地にかかる都市計画税を 2 分の 1」とする軽減措置を廃止したら、一般家庭や小規模企業者に与える経済的、心理的影響はきわめて大きく、景気に与える影響が強く危惧されます。
- 4 . つきましては、現在の景気状況における都民の税負担感に配慮し、負担増につながる都市計画税軽減措置の見直しは行わず、現行のまま平成 16 年度以降も継続されるよう要望いたします。
- 5 . そこで、東京都が、都市計画税の軽減措置を現行のまま平成 16 年度以降も継続するよう、貴議会が東京都に意見書を提出されるよう陳情いたします。

平成 15 年 10 月 14 日

千代田区議会議長 殿